

＼ 健保と年金 ／

# ほっと便

2025

4

わかやま

本宮町  
大斎原大鳥居

主な  
内容

- P2 年金委員制度のご案内 / オンライン事業所年金情報サービスとは？
- P3 令和7年度の協会けんぽ和歌山支部の保険料率 /  
// 健康保険料率を引き下げるために～上手な医療のかかり方と健康づくり～
- P4 労働保険教室の開催 / 優待施設の追加 / 講習会等の開催結果



## 日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号  
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号  
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

### 年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金委員には、日本年金機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

#### 職域型年金委員とは

|        |  |
|--------|--|
| 委嘱対象者  | 適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方など  |
| 活動範囲   | 主に事業所内   |
| 主な活動内容 | お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。<br>● 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架<br>● 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など |

また、年金委員の皆様あて、事業所内で年金制度周知などにご活用いただけるよう、年金に関するニュースやトピックスを紹介した**年金委員向け情報誌「ねんきんNEWS」**を定期的にお届けしております。

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。  
「年金委員制度」の詳細については、右の二次元コードからご確認ください。



### 令和7年4月以降の被保険者データの受け取りは オンライン事業所年金情報サービスを ご利用ください（CDの提供は令和7年3月末をもって終了しました）

#### オンライン事業所年金サービスとは？

- 事業主の方が被保険者データ等の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的を受け取れます。
- サービスを利用するためにはGビズID※又は電子証明書が必要です。  
※「GビズID」とは、デジタル庁が運営する認証システムで、1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となるサービスです。

#### オンライン事業所年金情報サービスから受け取れる主な情報

| 名称               | 内容   |
|------------------|--|
| 被保険者データ          | 届書作成プログラム※で簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。（CDで受け取ることができたデータと同一です。） |
| 決定通知書            | 提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。                           |
| 社会保険料額情報         | 月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。                                   |
| 保険料納入告知額・領収済額通知書 | 社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。           |

※届書作成プログラムは、日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書の作成・申請を簡単にできるソフトウェアです。

#### オンライン事業所年金情報サービスの利用対象者の拡大

オンライン事業所年金情報サービスは、GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能でしたが、令和7年1月から電子証明書をお持ちの事業主の方や、社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能となりました。



ご利用方法の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください

ご利用方法等は動画でも案内しておりますので、あわせてご覧ください。

オンライン事業所 年金情報サービス



[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online_jigyousho.html)



#### ● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ

## 令和7年度の和歌山支部の保険料率が決定しました！

令和7年3月分(4月納付分)から協会けんぽ和歌山支部の健康保険料率と介護保険料率(全国一律)が変更となります。

|        | 【令和7年2月分(3月納付分)まで】 |   | 【令和7年3月分(4月納付分)から】 |
|--------|--------------------|---|--------------------|
| 健康保険料率 | 10.00%             | ▶ | 10.19%             |
| 介護保険料率 | 1.60%              | ▶ | 1.59%              |

※ 40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※ 健康保険料と介護保険料は、労使折半です。

※ 任意継続被保険者の方は、令和7年4月分(4月納付分)から変更になります。

## 健康保険料率を引き下げるために ～上手な医療のかかり方と健康づくり～

### 医療費の節減は健康保険料率の引き下げにつながります！

協会けんぽの健康保険料率は、各都道府県の医療費水準に基づいて算出されます。そのため、和歌山支部加入者の一人ひとりが医療機関のかかり方を見直す等、少し工夫をすることで医療費の増加を防ぐことができれば、健康保険料率の伸びを抑えることができます。上手な医療のかかり方は次のとおりです。

- 診察時間内に受診しましょう
- はしご受診はやめましょう
- かかりつけ医を持ちましょう
- ジェネリック医薬品を選びましょう

風邪の予防や健康的な生活習慣など、日々の健康づくりも有効です



### 「インセンティブ制度」による引き下げを目指し、5つの健康づくりに取り組もう！

協会けんぽでは“5つの健康づくりの取り組みの結果”を全国47支部でランキング付けし、上位15支部の2年後の健康保険料率を引き下げる「インセンティブ制度」を導入しています。

令和5年度は、上位15支部に入ることができましたので、令和7年度の健康保険料率にインセンティブ(報奨金)が0.01%付与されました。

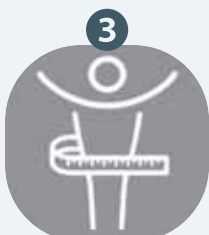
インセンティブ制度では、医療費の伸びを抑える、下記の5つの取り組みが評価の対象になります。実績だけでなく、前年度からの伸び率や伸び幅も評価の対象になっていますので、ご協力をお願いします。



① 年に一度は健診を受ける



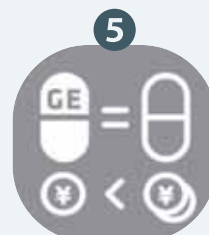
② メタボ判定なら保健指導を受ける



③ 保健指導を受け生活習慣を改善



④ 要治療の場合は医療機関を受診



⑤ ジェネリック医薬品を使用

## 労働保険教室を開催します！(WEBお申込み限定)

会員事業所の労働保険(労災保険・雇用保険)の事務担当者の方を対象としました「労働保険教室」を以下のとおり開催しますのでご案内いたします。労働分野に特化した教室になります。

労働保険の年度更新や雇用保険の令和7年度改正内容等について、社会保険労務士が分かり易く解説いたします。皆様の参加をお待ちしております。

**会場・開催日** ※各会場とも開催時間は13:30～15:30(2時間)

- ① 田辺市会場 …… 令和7年6月26日(木) 定員40名  
県立情報交流センター Big・U「研修室2」  
田辺市新庄町3353-9 ☎ 0739-26-4111
- ② 和歌山市会場 …… 令和7年7月1日(火) 定員50名  
県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛「201号室」  
和歌山市手平2丁目1-2 ☎ 073-435-5200

● 講師 …………… 古谷 昭一 特定社会保険労務士(田辺市・和歌山市)

● 申込方法 …………… 当協会ホームページからのWEBお申込みのみになります。トップページの『お知らせ欄』または『講習会等WEBお申込み一覧』のバナーからお申込みをお願いいたします。

締め切り後、受講者の方へ当日のご案内についてご連絡(返信メール)いたします。

開催日の1週間前までにのご案内メールが未着の場合は当協会(下記)までご連絡ください。

● 締め切り …………… 各開催日の14日前まで(先着順)※定員になり次第、当協会HPで受付終了のお知らせをします。



## 優待施設追加(新規契約)のお知らせ

この度、玉造グランドホテル長生閣(鳥根県松江市 ☎ 0852-62-0711)と施設利用時の優待契約を締結しましたので、ご案内いたします。家族旅行等にご利用ください。予約方法等詳細については当協会HPをご覧ください。

- 優待内容 …………… 施設の公式HPまたは電話による予約で販売中のプラン料金から10%割引  
※その他ネット予約、公式HPの早割プランは割引対象外になります。

## 社会保険新人事務担当者講習会を開催しました！

新任の社会保険事務担当者を対象に社会保険・労働保険の基礎知識の習得を目的に講習会を県内4会場で開催しました。※( )内は参加者

- ① 1月14日 / 和歌山ビッグ愛 (22名) ② 1月17日 / 打田生涯学習センター (7名)
  - ③ 2月12日 / 丹鶴ホール (1名) ④ 2月13日 / 県立情報交流センター Big・U (9名)
- ①②は名手 亜紀子社会保険労務士、③④は南 靖司特定社会保険労務士にご講演をいただきました。講師の方々、参加されました皆様ありがとうございます。



令和7年1月14日：和歌山ビッグ愛

## シニアライフセミナーを開催しました！

会員事業所の社会保険事務担当者、年金委員並びに退職予定の被保険者等を対象に①「リタイア前後に知っておきたいお金の話」②「年金と退職後の手続き」をテーマにしたシニアライフセミナーを2月4日に Big・U(田辺市)において開催しました。

- ①は垣 由起ファイナンシャルプランナー(J-FLEC：金融経済教育推進機構)
  - ②は松嶋 治子社会保険労務士(合同会社 労務アシスト)にご講演をいただきました。
- 講師の方々、参加されました15名の皆様ありがとうございます。



令和7年2月4日：Big・U(田辺市)

## 2月号のクイズの答え

正解は、A → 4分の3 B → 4分の1 (AとB逆でも可)でした。

国民年金保険料の免除された期間がある場合の年金額は、以下のとおり全額納付した場合と比べて低額となります。

- ・全額免除 ⇒ 保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)
- ・4分の3免除 ⇒ 保険料を全額納付した場合の年金額の8分の5(平成21年3月分までは2分の1)
- ・半額免除 ⇒ 保険料を全額納付した場合の年金額の8分の6(平成21年3月分までは3分の2)
- ・4分の1免除 ⇒ 保険料を全額納付した場合の年金額の8分の7(平成21年3月分までは6分の5)

保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)について免除の申請ができます。国民年金保険料の免除制度等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。 →



## 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

※社会保険クイズ(出題)はお休みさせていただきました

